

尼崎市教育委員会 12月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和元年12月23日 午後4時11分～午後5時22分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	松本 眞
	教育長職務代理者	濱田 英世
	委員	仲島 正教
	委員	磯田 雅司
	委員	徳山 育弘

3 出席した事務局職員等

教育次長	白畑 優
教育次長	北垣 裕之
事務局参与	能島 裕介
管理部長	梅山 耕一郎
施設担当部長	橋本 謙二
学校教育部長	平山 直樹
学校教育部次長	宮原 久弥
社会教育部長	安田 博之
企画管理課長	中島 章仁
歴博・文化財担当課長	楞野 一裕
スポーツ推進課長	荻田 昭憲
こども政策課長	清水 徹
保育施策推進担当課長	山根 大輔

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第66号 尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例について
- (2) 議案第67号 尼崎市歴史博物館資料取得基金条例を廃止する条例について
- (3) 議案第68号 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第3 協議・報告

- (1) 第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する市民意見公募手続の実施について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時11分、教育長は開会を宣した。

松本教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第66号 尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例について」及び「議案第67号 尼崎市歴史博物館資料取得基金条例を廃止する

条例について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第66号」及び「議案第67号」は、会議規則第6条の2第1項第2号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。中島 企画管理課長。

企画管理課長 11月定例会及び臨時会の議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。11月定例会及び臨時会の議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

次に、日程第2「議事」の「議案第68号 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。荻田 スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長 スポーツ推進課長でございます。それでは、「議案第68号 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。お手元の資料30ページをお開きください。

本議案は、国民の祝日に関する法律の一部改正に伴い、「尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則」の一部を改正させていただくものです。改正内容は、規則第10条第1項第2号中の「体育の日」を「スポーツの日」に改めます。なお、国民の祝日に関する法律の特例として、令和2年に限り「スポーツの日」を7月24日としており、令和3年以降は10月の第2月曜日が「スポーツの日」となります。施行期日は令和2年1月1日からでございます。資料といたしまして、現行の「尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則」と同規則の「新旧対照表」を添付させていただいておりますので、併せてご清覧ください。以上で、「議案第68号 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い

いいいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第68号」を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第68号」を原案のとおり可決いたしました。次に、日程第3「協議・報告」の「第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する市民意見公募手続の実施について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。清水 こども政策課長。

こども政策課長 こども政策課長でございます。それでは、「第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する市民意見公募手続の実施について」、ご説明申し上げます。

子どもの育成や子育て家庭への支援に係る基本的な計画である、第3期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び昨今の待機児童問題への対応などのため、教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などについて定めた計画である、第1期尼崎市子ども・子育て支援事業計画が、いずれも今年度末をもって計画年限を迎えることから、今回新たに、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする次期の2つの計画を一体的に策定するものでございます。本計画の策定に当たりましては、平成30年7月に尼崎市長と尼崎市教育委員会の附属機関である尼崎市子ども・子育て審議会に対して諮問を行いました。審議会の中に新たに計画策定部会を設置し、これまで審議会の全体会を計8回、計画策定部会を計7回実施し、本市の子ども・子育て支援に係るニーズ調査などを行う中で、審議・検討を行っていただき、令和元年12月4日付けで中間答申を受けたところでございます。その中間答申を受けまして、この度、計画素案がまとまりましたので、その取組内容について、今回、市民意見公募手続を行うものでございます。

まず、1の「市民意見公募手続の実施期間」につきましては、令和元年12月25日(水)から令和2年1月15日(水)までの22日間を予定しております。2の「市民への公表の方法」につきましては、資料に記載のとおりでございます。それでは、次期計画(素案)の概要説明に移らせていただきます。次期計画の策定にあたりまして、特に意識した視点が3つございまして、1つ目に現行は別々の計画であります、次世代計画と事業計画を一体的に策定するということです。後ほど説明させていただきますが、冊子の前半部分が主に次世代計画に係る部分、後半部分が主に事業計画に係る部分となっております。2つ目が、本市の最上位計画であります尼崎市総合計画の施策体系と整合を図るということでございます。3つ目が計画冊子のコンパクト化でございます。現行の計画に記載されている「尼崎市の子どもと子育て家庭の状況」や「ニーズ調査等アンケート結果」などにつきましては、計画本体ではなく、資料編にまと

めさせていただくことで冊子をコンパクトにし、まずは手に取っていただき、見やすくしたいと考えています。また、計画本体には尼崎市が取り組む大きな方向性を記載することとし、その中にある具体的な取組みにつきましては、毎年実施する施策評価のPDCAを回す中で状況に応じて変化していくものでありますので、計画本体ではなく、資料編に掲載し、その都度タイムリーな取組内容がわかるようにしたいと考えております。

それでは素案について説明いたします。まず表紙でございますが、「子ども関連の計画であるということが一目でわかりやすいように」、また基本理念でもあります「子どもの笑顔が輝くまち あまがさき」をイメージしまして、子どもたちの育ちの様々なシーンを切り取ったイラストを入れております。42ページ目には計画を推進するにあたって大事にしたい3つの視点について記載しております。1つ目が「子どもの主体性の尊重」です。子どもにとっての最善の利益や子ども自身の意思が最大限尊重される環境をつくるのが大切だと考えています。2つ目が「安心して子育てをするための支援」です。家庭で子育てをする大人が安心して子育てができる環境をつくるのが大切だと考えています。3つ目が「協働による取組みと社会全体による支援」となっております。社会全体で子どもの育ちを支援することが重要だと考えています。その下段の四角で囲まれた部分ですが、まず「計画の位置づけ」につきまして、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画であるとともに、尼崎市子どもの育ち支援条例第12条の規定に基づく推進計画として位置付けるものであり、また事業計画部分につきましては、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けております。その下、計画の期間につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間となります。43ページ目をお願いします。3つの視点を踏まえて取り組むべき4つの方向性について記載しております。読み上げさせていただきます。左上、「1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり」でございます。重点的に取り組む項目といたしまして、「保健所・母子健康包括支援センターと子どもの育ち支援センター(いくしあ)の連携による切れ目のない支援を行います」、「ヘルスアップ尼崎戦略を推進します」、「地域振興センター等との連携による子育て活動を促進します」としております。右の「2 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり」でございます。重点的に取り組む項目といたしまして、「待機児童を解消します」、「質の高い就学前教育・保育を提供するため、今後のあり方について検討を進めます」、「保育士の確保及び定着化を図ります」、「児童ホーム・こどもクラブのあり方について検討します」としております。左下の「3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり」でございます。重点的に取り組む項目といたしまして、「子どもの育ち支援センター(いくしあ)で切れ目なく総合的かつ継続的に支援を行います」、「南北保健福祉センターで引き続き福祉分野などの総合的な支援を実施します」、「ひきこもりに対する支援を行い、重篤化や長期化の防止、未然防止を図ります」、「児童相談所の設置について検討を進めていきます」としております。右下の「4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり」です。重点的に取り組む項目といたしまして、「エビデンスに基づき、学力の向上・自尊感情の醸成を目指します」、「不登校対策の取組みを強化していきます」、「いじめ・体罰のない教育環境づくりを目指します」、「中学校給食を実施し

ます」、「地域と学校が協働した教育活動に取り組みます」、「ユースワークの視点を取り入れた青少年支援を推進します」としております。

ここまでの尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画に係る部分でして、次ページ、44ページからは尼崎市子ども・子育て支援事業計画に係る部分となります。計画策定にあたっては、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可又は認定の際の需給の判断の基礎となることを前提に、実際の利用を想定しつつも、その区域内で需給バランスが検証できるような提供区域を設定するとともに、その区域ごとに施設や事業の見込み量を算定し、その見込み量に対する提供体制の確保の内容や実施時期を定めることが必要となります。こうしたことを踏まえ、教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域、量の見込み、それに対応するための確保の方策等について記載しております。なお、同計画の「対象となる事業」や「需要・供給の量の単位」、「教育・保育の量の見込み及び確保」に関してはそのフレームを含め、すべて国において定められております。また、同計画は需給計画ではありますが、需要量につきましては、幼児教育・保育の無償化を踏まえた内容により市民を対象としたニーズ調査結果や、対象事業のこれまでの実績をもとに算出するとともに、供給量については確保方策の内容と量を定めております。「1 教育・保育提供区域の設定」についてでございます。区域内居住者施設利用率が高いことを踏まえ、現行の事業計画と同じ6つの区域に設定します。また、確保方策を講じる際、いくつかの提供区域をまたいで、柔軟に対応していけるようにします。右下には参考としまして、令和元年10月時点の教育・保育施設数を記載しています。45ページをお願いします。2 教育・保育の量の見込み及び確保方策でございます。量の見込みにつきましては、様式上、記載できておりませんが、平成31年度時点で8,700人の実績があります。令和3年度では2号保育の量の見込み4,509人と、3号4,557人の合計9,066人が保育需要と見込み、今後366人の需要増を計画しております。それに対してまして、確保方策につきましては、これも様式上、記載できなかったところですが、平成31年度時点では8,154人の実績がございます。これに対して、令和3年度の確保方策については、2号の保育4,537人と3号4,661人の合計が9,198人であり、差し引き1,044人と約1,000人の供給量確保に向けて取組んでまいります。その表の右下に「保育施設等(2・3号)の入所定員増に係る各種確保方策」を計上しておりますが、「認可保育所の新設、定員増」、「小規模保育事業の新設、定員増」、「認定こども園への移行、改築等による定員増」など保育定員の増加に向けた取組みを進めてまいります。なお、現状におきまして、新設が決定している認可保育所など既に確定しており、開設等の準備を進めているものとして、約600人分の保育定員は確保できておりますが、残りは未確定であることから、今後、小規模保育事業や認可保育施設の新設といった取組みを実施してまいります。このように保育の量の確保に向けた取組みを行い、令和3年4月1日に全ての待機児童が解消される見込みとしております。その下は提供区域(各地区)ごとの量の見込みと確保方策を掲載しております。46ページをお願いします。3 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込み及び確保方策です。放課後児童健全育成事業、いわゆる児童ホームにつきましては、項目の一番下、確保方策の内容としまして、公立施設については、財政状況等も勘案する中で、待機児童

の多いエリアを重点的に増設していきます。また、公立施設に加え、引き続き補助金による民間事業者の活用を行っていきます。といった内容で定員確保に努めるなど、令和4年度の待機児童解消に向けて取組んでまいります。その他の地域子ども・子育て支援事業につきましても、46ページから51ページまでに記載しておりますので、こちらにつきましては、ご清覧いただきたいと思います。最後、52ページをお願いします。このページには計画を推進していくために必要な、「市民や関係機関との連携」についてと、「計画の進捗管理について」が記載されています。計画の進捗管理につきましては、上位計画であります尼崎市総合計画の施策評価システムを活用し、推進してまいります。また、最後にこの計画に係る関連資料につながるQRコードを添付しております、尼崎市の状況やニーズ調査の結果、方向性ごとの指標や取組内容など、より詳細をご覧になりたい場合は、こちらから閲覧できるような仕組みとしております。説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 保育の不要・必要の認定はどのように行っているのか。

保育施策推進担当課長 市の規定に基づいて就労、出産、介護などの保護者の状況を確認することで、保育の必要性について認定を行います。

仲島委員 保育士の給与はだれがきめるのか。

保育施策推進担当課長 市立保育所においては市の定めによるが、法人は法人の定めによります。

仲島委員 というのも、保育士の給与を上げるべきではないかと思う。保育士の待遇改善を行えば、保育士の確保や質の向上にも繋がるし、競うように他都市も同様に上がっていけば保育士全体のベースアップにも繋がると思う。

保育施策推進担当課長 民間では他の業種との給与の差もあり、民間の保育士の給与水準を上げるように国からも補助金などができています。公立も当然ですが、民間へも就労支援を行っていかねばならないと考えております。

濱田委員 保育需要について地域性はあるのか。

保育施策推進担当課長 北部に需要が多く、特にJR塚口駅周辺が顕著です。次にJR尼崎駅周辺です。南部においては北部よりも需要は少なくなっております。年齢別に見ますと0・1・2歳の需要が高くなっております。

濱田委員 待機児童はどうなのか。

保育施策推進担当課長 待機児童は北部が多いです。

濱田委員 保育所の延長保育はどうなっているのか。

保育施策推進担当課長 通常の保育として11時間保育を行っており、それ以外に午前7時からや、通常保育終了後の1時間といった延長保育を行っておりますが、多様な就労形態となっているので様々です。

濱田委員 ファミリーサポートセンターとの連携はどうなっているのか。

保育施策推進担当課長 ファミリーサポートセンターに登録して、保育所の送迎に活用されるケースもあるが、毎日の利用や急用時の利用は難しいと聞いています。活用する場合も数日前から調整を行う必要があるのもまだまだ課題があると思います。

濱田委員 公立の認定こども園の今後はどう考えているのか。

保育施策推進担当課長 公立幼稚園の今後も併せて考えていかなければならず、保育所においては令和3年4月の待機児童解消に向けてさまざまな取組をすすめていかなければならないと考えています。また、いわゆる一体的な就学前教育・保育を見据えていかなければならないと考えています。

濱田委員 外国人に対する対応や外国人向けのパンフレットも必要ではないか。

保育施策推進担当課長 今後考えていかなければならないと思います。

磯田委員 保育所における幼児教育の実態はどうなっているのか

保育施策推進担当課長 保育所保育指針に基づいて行っております。就学前教育については国が示す考え方にに基づいて行わなければならないため、その部分においては幼稚園教育要領と保育指針と完全に一体化させるようすすめております。現状、内容的にはほぼ一緒になっております。

磯田委員 尼崎市はエビデンスに基づいた教育政策を目指しており、就学前教育を重視しているので、保育所における就学前教育にも力を入れていかなければならない。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。  
次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。中島 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会12月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、53ページをお開き願います。

まず、総務関係でございます。11月市議会臨時会が11月28日から29日までありました。また、12月市議会定例会が12月10日から25日まで開催され、一般質問については11日から13日まで行われ、文教委員会については18日に行われました。また、教育委員会臨時会については12月9日に開催されました。

次に、学校教育関係でございます。12月9日には、ゆずりは賞受賞を受けて尼崎高等学校陸上部が市長表敬訪問し、また20日には、博報賞受賞を受けて下坂部小学校が市長表敬訪問しました。

続いて、社会教育関係でございます。11月30日には人権週間のつどいが、12月20日には尼崎市PTA連合会との意見交換会がありました。

最後に、1月の主要行事予定表でございます。1月6日に仕事始め式を行います。また、1月12日には成人式・還暦祝と新年おめでとう会が、13日には令和元年度成人の日のつどいがございます。学校園の始業式につきましては、小学校・中学校・高等学校・あまよう特別支援学校は8日に、幼稚園は14日に行われます。教育委員会1月定例会につきましては、1月27日16時から開催いたします。報告は、以上でございます。

松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。次に、日程第2「議事」に移ります。ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、尼崎市教育委員会12月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会12月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時22分、教育長は閉会を宣した

尼崎市教育委員会12月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。